

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	3	農林水産省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
見直し項目名	農業協同組合が他の農業協同組合から信用事業を譲り受けることにより不動産を取得した場合の課税標準の特例措置の廃止		
見直し内容(概要)	<p>農協が他の農協から信用事業の全部を譲り受けることにより不動産を取得した場合、課税標準を、不動産の価格の1/2に相当する額を価格から控除した額とする。</p> <p>平成22年3月末が適用期限となっている本措置について、延長要望を行わない。</p>		
関係条文	地方税法附則第11条第27項		
廃止又は縮減の理由	<p>本措置は19年度及び20年度において適用実績がなく、21年度においても、現在のところ具体的な適用見込みもないこと。また、22年度以降においても、現在のところ具体的な適用見込みはないこと。</p> <p>以上のことから、延長要望を行わない。</p>		
増収見込額	+ 2		(単位：百万円)